

物 件 調 査 書

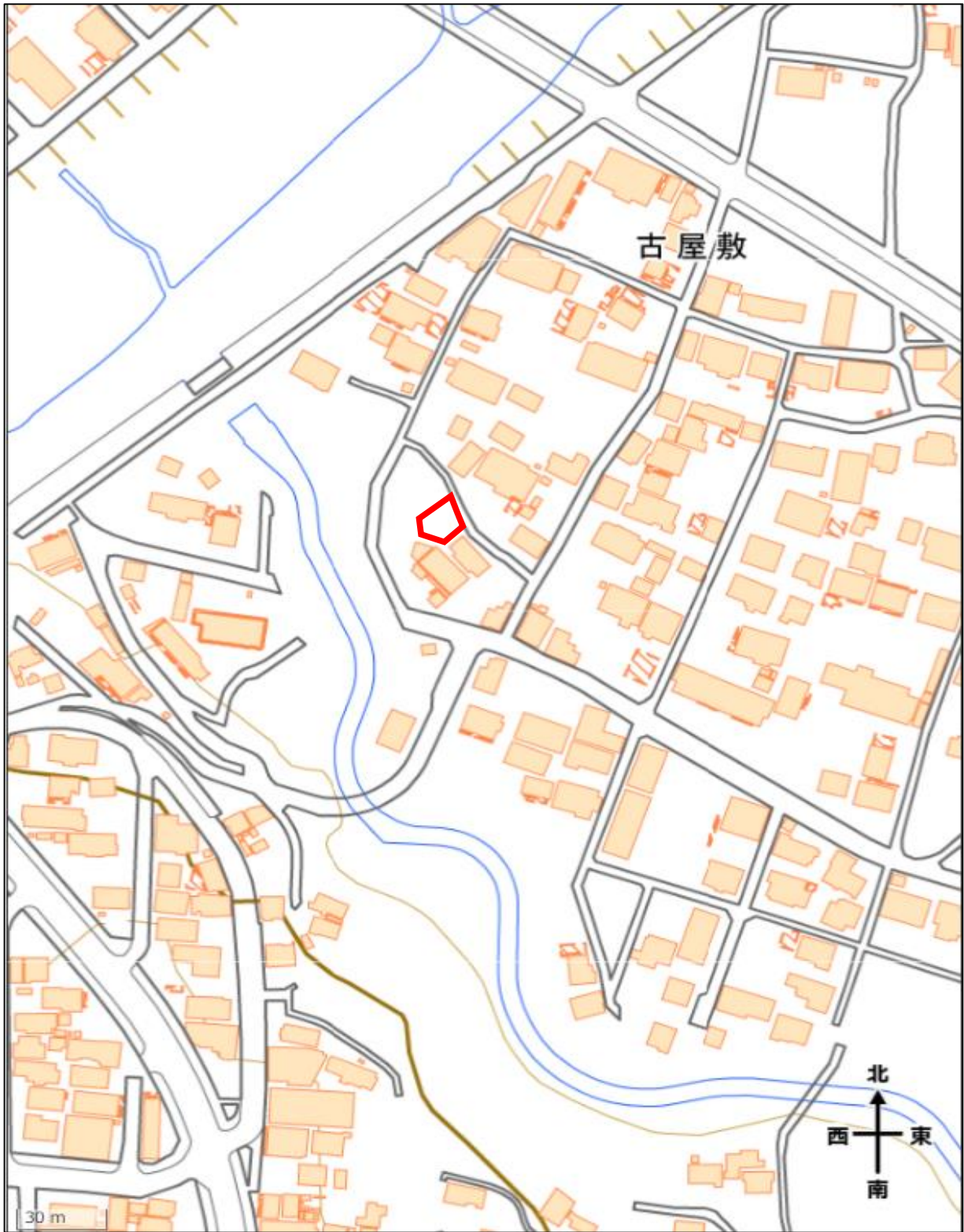
物件番号 **130**

所在地	福島県須賀川市古屋敷 6 1 - 6				
住居表示					
現況地目 及び面積等	宅地	191.10 m ²	工作物	一式	
			立木竹	—	
登記簿	地番	61-6			
	地目	宅地			
	数量	191.10m ²			
記載事項	地番				
	地目				
	数量				
接面道路 の状況	北東側 未舗装市管理道路 幅員約 2.1~2.5 m (法第42条第2項道路)				
法令に基づく制限	建築基準法	市街化区域			
		用途地域	第一種住居地域		
		地域・地区	指定なし		
		建ぺい率	60%		
		容積率	200% (道路幅員による制限あり)		
		高度制限	指定なし		
		防火指定	指定なし		
	その他	建築基準法第22条第1項(屋根性能) 建築基準法第23条(外壁) 文化財保護法第93条第1項(古屋敷遺跡) 都市再生特別措置法第108条第1項(誘導施設を有する建築物等の建築等の届出) 宅地造成及び特定盛土規制法第12条(宅地造成等工事の許可) 福島県屋外広告物条例 福島県景観条例			
*別葉「補足説明事項」参照					
私道の負担等 に関する事項	私道負担	無	負担の内容		
	道路後退	有	負担の内容 下記参考事項欄のとおり		
供給処理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況	施設整備の 特別負担の有無
	電気	接面道路配線	有	下記参考事項欄のとおり	—
	公営水道	接面道路配管	有		無
	公共下水道	接面道路配管	有		無
	都市ガス	接面道路配管	無	未定	
交通機関	鉄道等	JR東北本線 須賀川駅の 南東方 約0.9km 徒歩12分			
公共施設	須賀川市役所		阿武隈小学校	第二中学校	
参考事項	別紙を参照してください。				

※ 物件調査は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

- ・本地に建物を建築する際は、北東側道路について狭あい協議のうえ道路中心線から2m後退する必要があります（詳細については、須賀川市建築住宅課までお問合せ下さい）。
- ・本地の北東側道路は法定外道路として須賀川市が管理しており、舗装工事などを行う際は須賀川市への申請及び承認が必要です（詳細については、須賀川市道路河川課までお問合せ下さい）。
- ・本地には公設柵が設置されていません。設置にあたっては、須賀川市に申請を行うことにより、須賀川市の負担により設置します。なお、公設柵を設置した場合でも下水道受益者負担金の負担はありません（詳細については、須賀川市下水道施設課までお問合せ下さい）。
- ・本地内にはコンクリート塊等の地下埋設物の存在が確認されており、売買契約の締結に当たっては、売買契約書の特約条項に含まれるため、契約不適合には該当しません（詳細については、福島財務事務所管財課までお問合せ下さい）。
- ・本地周辺は令和元年東日本台風により浸水した地域になっています。
- ・本地を含む周辺地域は、須賀川市洪水・土砂災害ハザードマップにおいて、浸水想定区域に該当しています（詳細については、須賀川市発行のハザードマップをご確認下さい）。
- ・本地は古屋敷遺跡の範囲内であるため、掘削等を行う場合は須賀川市と事前の協議を行う必要があります。試掘調査が必要となる場合があります。なお、試掘調査費用については負担の必要がありません（詳細については、須賀川市文化振興課にお問合せ下さい）。
- ・本地内に電線を引込む際は、電柱の設置が必要となる場合があるため東北電力ネットワーク（株）との事前協議が必要です（詳細については、東北電力ネットワーク（株）須賀川電力センターにお問合せ下さい）。
- ・本地には、進入防止のための柵が設置されています。

周 辺 図

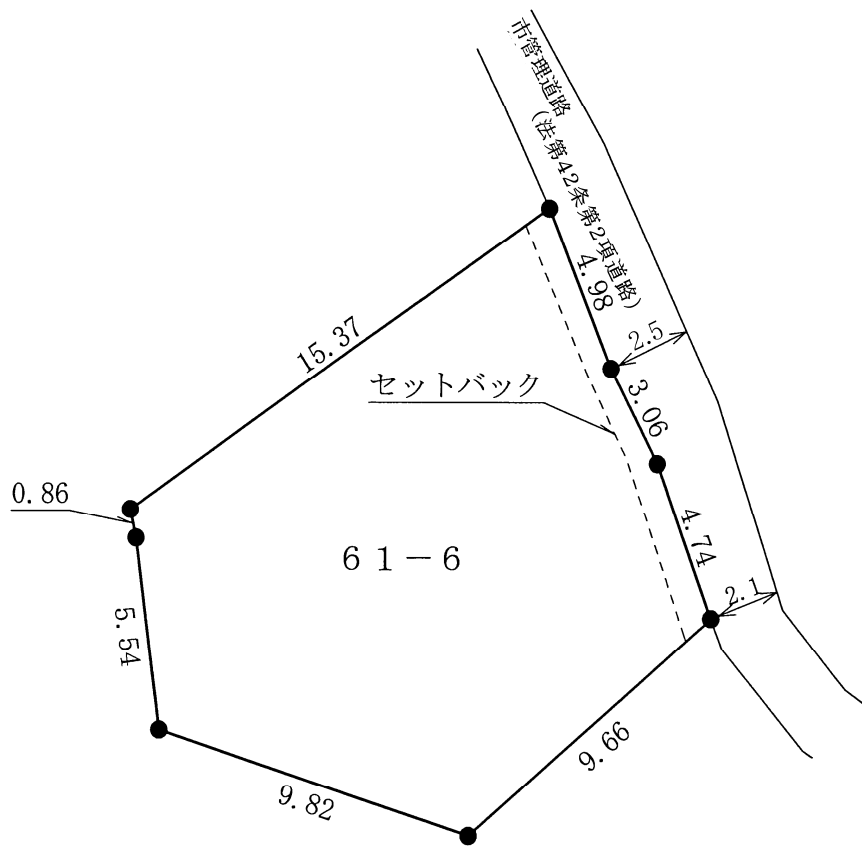
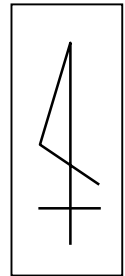


凡 例
[Red Outline] 売払物件

国土地理院地図を加工して作成

※現在の周辺状況と異なる場合があります。

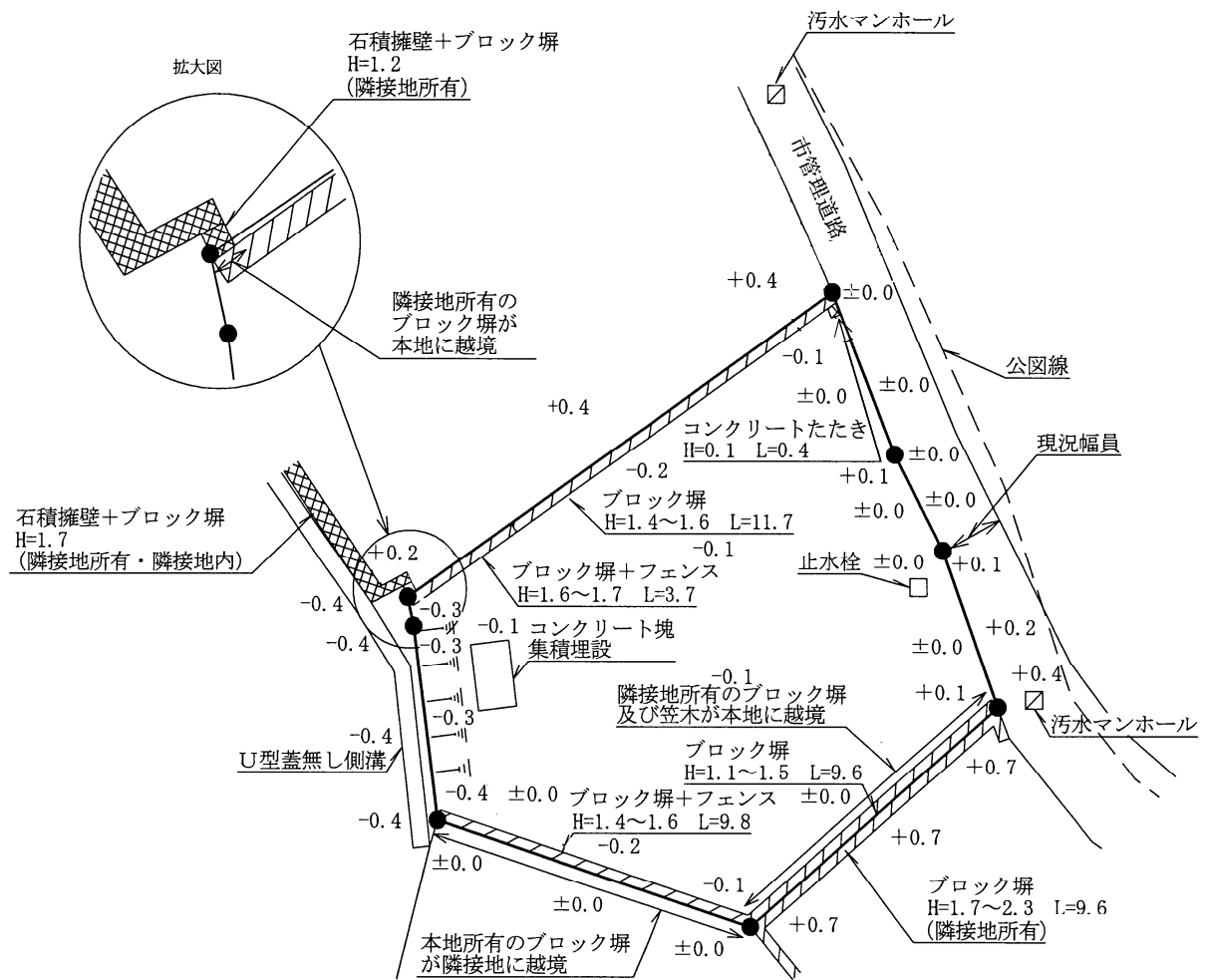
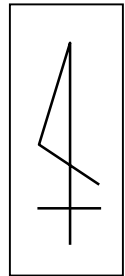
明 細 図



単位：メートル

※法令等に基づく区域指定線等については概略線であり、必ず入札参加者ご自身において関係機関にご照会下さい。

概 要 図



凡例

	擁壁・土留
	塀
	法地

単位：メートル

※工作物や樹木の越境等については、極力概要図に記載しておりますが、現況と相違している場合、現況が優先します。物件は現況有姿の引渡しとなりますので、必ず入札参加者ご自身において現地等の調査確認を行って下さい。